

京都市では、各施設の運営がどのようになっているか、税金がどのように使われているかを市民の皆さまに分かりやすくお伝えする取組を行っています。

京都市障害者教養文化・体育会館の運営について

当体育会館は、障害のある人々の健康の維持・増進を図るとともに、なお一層の社会参加を促進するため、文化活動やスポーツ・レクリエーション活動等の場を提供する目的で設置されました。

体育会館の収入と支出

<体育会館の料金体系と入場者数>

有料の方：トレーニング室 310円，体育室（個人利用）260円
体育室及び会議室 利用時間帯等によって変動あり

無料の方：障害のある人とその介助者

令和元年度の入場者数 34,218人（うち有料 13,465人，無料 20,753人）

総額 3.7 千万円

<支出>

利用者 1 人当たりの運営経費 1,080円 (A)

運営委託費（人件費・施設管理費）
1,080円

<収入>

利用者 1 人当たりの
収入 230円 (B)

総額 0.8 千万円

総額 2.9 千万円

(A) - (B)

差額 850円 (79%)

その他
210円
(19%)

利用料金
20円
(2%)

市民の税金で負担（公費で負担）

有料の方と無料の方を含む利用者 1 人当たりの額です

- 公費負担がない場合の単純な試算を行うと、利用料金は現行の 44 倍の額（例えば、大人料金 310円→13,640円）が必要となります。
- 施設を利用しない方も含めた市民の負担（公費負担）により、現行の利用料金で施設が運営されています。

施設の運営費は、利用者の負担（利用料金等）と公費負担（市民の皆様になめていただく税金）などにより賄われています。

施設運営の現状について「見える化」を進め、施設の状況に応じた収支改善の取組（維持管理コストの見直し、施設の目的を踏まえた稼働率の向上、受益者負担の適正化等）を進めてまいります。